



輸入食品の安全確保に関する意見交換会 ～事業者としての取り組み事例～

株式会社 ニチレイ
品質保証部
山本宏樹



安全と安心の回復

安全：科学的に検証できる＝「もの」の世界

安全性の確保



質の異なる問題

安心：消費者の安心感・信頼感＝心理的な問題

安心の確立

科学的事実を基盤とする信頼性の回復



食品企業を取り巻く環境変化

外部環境

- ・食品に関する事件・事故が多発し、企業の安全管理について消費者の信頼性が大きく低下している。
- ・食品流通が国際化しているが、輸入食品の品質レベルは国際間の差が縮小していない。基準の整合性も問題がある。
- ・安全衛生に関する行政の姿勢が基本的に変化している。

内部環境

- ・商品/サービスの品質に対する意識変革が不充分である。
- ・苦情・事故などの増加にまだ充分歯止めが効いていない。

食品企業にとって厳しい時代

品質保証の企業戦略化

3



食品の安全性と品質に影響を及ぼす要因

要素	個別の因子
1 自然環境要素	①光線 ②温度 食品が本質的にもつべき栄養価、香味など の特性が化学的、物理的に低下、変質 ③湿度 ④酸素
2 生物学的要素	「外因性：かなり普遍的」 ①病原微生物——経口伝染病菌、食中毒菌、植物病原菌 ウィルス、マイコトキシン等 ②腐敗微生物——細菌、酵母、カビ等 ③寄生虫——魚介類、動物（特に野生動物） ④自然毒——毒キノコ、毒草等植物毒、フグ、シガテラ等 海魚、麻痺性貝毒、下痢性貝毒 「内因性：特異的体质が関係」 ⑤食品由来アレルギー反応——アレルゲン物質
3 食品生産要素	①合成化学物質等——残留農薬、残留抗生素質・合成抗生物質 ②加工処理反応生成物——過酸化脂質、被膜物質等 （食品自体の生産・貯蔵などに伴う副次生成物） ③異物、夾杂物
4 飲工業生産要素	①水質汚濁——重金属その他化学物質等 ②大気汚染——放射性物質、その他化学物質等 ③土壤汚染——重金属その他化学物質 （直接食品生産とは関係ない生産活動の副次生成物）
5 社会生活要素	①自動車排ガス、生活廃棄物
6 事故	①有害物質不正使用（不許可添加物）、その他



ニチレイの品質保証課題

5

- ①生産工場の品質管理強化
- ②海外で生産される原材料、加工食品の安全性確保
- ③生産工場責任クレームの削減
- ④トレーサビリティーシステムの構築と運用
- ⑤法律等に準拠した適切な表示の実施
および情報の公開・管理



工場監査・指導(リスクアセスメント)

6

1)事前評価

国内および海外での新規の取引開始、生産工場のライン増設・改造などによりリスクが存在すると判断される場合、食品の品質・衛生確保の観点から評価を行い、安全で高品質な商品を提供できる体制を整える。

2)定期監査

既存工場に対し、食品衛生法等の法律および当社の品質管理規定の遵守状況を管理・運営面、施設・衛生管理面から監査し、全体的な品質レベルの向上、品質保証体制の確立を行う。

3)クレーム削減対策

定期的なクレーム集計・分析を行い、クレーム発生状況に応じて工場に対し適切な監査・指導を行い、クレームの再発防止、事故・クレームの削減に努める。

輸入食品の安全確保に関する意見交換会の事前意見・質問・要望

(東京会場:平成15年12月9日)

番号	質問者	質問内容	回答
1	消費者	輸入食品はますます増加する傾向にあります。その安全審査は困難を極めていると聞いております。私たち消費者は確実・公正な安全審査(検査)を求めています。その監視指導計画の公表と結果の公表を広く行うべきだと考えます。	輸入食品監視指導計画については、今後とも次年度の計画案を公表するとともに、意見交換会、ホームページ等により国民各層からの意見を広く求めます。また、計画の実施状況の結果については翌年度の6月を目処に、年度途中の実施状況については、おおむね年度の半ばに公表することとしています。
2	食品事業者	これから食品の安全性について種々の要求がなされ、そのために薬品検査をすることは安全上必要なことですが、生鮮食品を取り扱う業者にとっては、検査機関に検査が集中し必要以上の日数が検査にかかると品質の劣化の問題が起こるので行政側も検査機関の整備拡大に力を入れていただくことを要望いたします。	食品衛生法事項の一つとして、公益法人のみを対象とした指定検査機関制度から民間法人を含めた登録検査機関制度へ移行することとなり、平成16年2月27日から施行されることとなりました。これにより民間検査機関においても食品衛生法に基づく検査を行うことが出来、食品検査体制については、より一層充実するものと考えています。

3 消費者	検疫部門の人員体制(増員)の強化、検査項目及び検体の見直し	<p>検疫所の食品衛生監視員については、昨年度までの10年間で103名の増員を行ってきたほか、今年度においても、輸入食品の検査体制の強化のため、15名の増員を図ったところです。</p> <p>また、食品衛生監視員の増員に加え、検査の効率化のため、輸入食品の高度な検査を集中的に行う検査センターを設置するとともに、届出審査の電算化による業務の合理化などを図ってきました。</p>
4 消費者	検査、書類のみの検査、検査民間委託移行化反対	<p>さらに、本年5月に成立した改正食品衛生法において、命令検査の対象食品について政令指定を廃止し、違反の実態に応じた機動的な命令検査を可能とするとともに、国による輸入食品監視指導計画を策定し、重点的・計画的に輸入食品の監視指導を実施する仕組みを導入したほか、これまで検疫所のみで実施していたモニタリング検査の試験業務の一部を、登録検査機関へ委託できるようにしたところであり、これらにより、輸入食品の多様化や輸入件数の増大を踏まえ、より充実した対応が可能となりました。</p> <p>また、民間の検査機関の登録や監督は、国が責任をもつて行うこととしていますが、これに加え、実際に委託する際には、過去の業務管理の実施状況、検査実績を考慮するほか、検疫所において同一検体により入念にクロスチェックを行うことにより、適正な検査が可能となるよう対応します。</p> <p>今後とも、輸入食品の安全性を確保するため、引き続き検査体制の効率化と強化に努めてまいります。</p>

5	食品事業者	<p>輸入農産物の検査体制、サンプル数と頻度について</p> <p>輸入農産物の残留農薬に係るモニタリング検査については、全国31カ所の検疫所においてサンプリングを行い、横浜及び神戸検疫所の輸入食品・検疫検査センターにおいて機器による分析を実施しており、283名の食品衛生監視員がこれらの業務にあたっています。</p> <p>また、命令検査については、厚生労働大臣が指定する検査機関において実施されています。</p> <p>平成14年度の輸入農産物の届出件数約24万件のうち、残留農薬に係るモニタリング検査は、全届出件数の8.3%にあたる約2万件実施しました。その結果違反の蓋然性が高いと判断され、全ての届出に対して実施した命令検査は、約6千5百件でした。</p> <p>サンプリングの際の抽出率については、1輸入届出を1ロットとし、当該ロットのカートン数に応じ統計学的に必要なカートン数を開梱し、検体を採取しています。さらに、違反の状況に応じて、開梱数や検体数の引き上げを行い、検査の強化を行っているところです。</p>

6 食品事業者	残留農薬等の自主検査を実施すべき具体的な事項(モニタリング方法等)をご教示下さい。	厚生労働省ホームページの輸入食品監視業務ホーム ページに掲載の違反事例情報や各輸出国の農薬使用実態等を情報収集とともに、毎年度のモニタリング検査実施通知の項目等を参考にしてください。
7 食品事業者	加工食品については、海外の製造者自身が原材料に使用された農薬を十分に把握していないことが多いと思われる。加工食品の輸入業者は農薬に関してどのように対応(調査、分析)すればよいのか	
8 食品事業者	残留農薬等の暫定基準(案)が公表されています。今後ポジティブリスト制に移行された場合の輸入食品等の安全確保について、生産者、流通者(輸入者)、加工者の各段階での考え方など効率的運用に向けた示唆があれば伺いたい。	現在の残留農薬基準では、多種多様な加工食品が存在することから、個別に基準を策定できる小麦粉を除き、個々の加工食品に基準は設定していません。しかし、ポジティブリスト制移行に向けて、国際基準が設定されている食品については、暫定基準を設定することとしていますが、それ以外の加工食品については、個別に基準を設けず、原則として規格基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された食品は流通を可能とする考え方をお示ししているところです。よって加工食品については、原材料の栽培段階から農薬の使用管理、使用実態等を調査し、わが国の食品衛生法に適合していることを検査で確認していただく必要があります。また、製造者にも原材料、中間製品、最終製品等各段階において同様な確認を行うよう指導していただくようお願いします。
9 食品事業者	加熱調理食品における残留農薬基準の考え方と対応	

10	食品事業者	ポジティブリスト移行後より効率的な検査方法の確立が重要と考える。	平成15年10月28日公表した暫定基準案(第1次案)において、基準を整備することとした約650品目の農薬等について、本年度より一斉分析法の採用も視野に入れつつ、分析法開発に着手しているところです。
11	食品事業者	国内農薬取締法で使用禁止となった農薬について、海外で使用した場合の措置について及び国内基準との整合性について	諸外国における農薬の使用の可否については、当該国の法規制によります。また、国内で農薬が使用禁止になるケースはいろいろな理由がありますが、例えば発がん性が理由で許容一日摂取量(ADI)が設定できない場合については、食品衛生法第7条第1項に基づく残留基準は不検出と設定するなど輸入農作物も含めて国内で流通する農産物の安全確保を図っています。
12	食品事業者	食品中に残留する動物用医薬品等の輸入時の検査と都道府県の実施する検査に整合性を持つべきと考える。	畜水産食品に残留する抗生物質等の検査については、毎年度当方より各自治体及び各検疫所宛に検査法を示しモニタリング検査をお願いしているところです。今後、輸入時と国内流通時における検査について整合性がとられるよう対処したいと考えています。
13	食品事業者	日本で該当食品のマーケットが既に形成され今後も継続が見込まれる輸入食品で違反事例がある商品については国内外の検査方法を極力合わせて欲しい。	試験法については、輸出国政府に対し情報提供を行っているところです。

14	食品事業者	安全確保の観点から日本国内食品も輸入食品と同様と考えられます。日本国産食品の安全確保についてのお考えについて伺いたく思う。	<p>食品の安全確保の観点から、輸入通関後の食品については国内産品と輸入食品については、区別することなく対応しているところです。今回の食品衛生法の改正において、食品等事業者の自主管理を一層推進するため、食品等事業者の責務を規定するとともに、国が策定した指針に基づき、各都道府県等が地域の実情を踏まえ、監視指導計画を作成・実施する仕組みを導入しました。</p> <p>これらの新しい仕組みを的確に実施することにより、日本国内に流通する食品の安全性の一層の確保に努めているところです。</p>
15	食品事業者	中国産冷凍ほうれんそうについては、輸入自粛解除のうわさを時々耳にしますが、日本国としての現状の判断を伺いたく思います。	中国政府に対し、現在再発防止対策を求めています。自粛の解除については、提出された再発防止対策が妥当なものであるか現地調査を含め確認を行う必要があります。

16	食品事業者	<p>サイクラン酸にかかわらず食品衛生法違反であることを承知の上で輸入している業者もいるようですが、違反常習者の処罰の検討も考慮されてはいかがでしょうか。</p>	<p>本年5月に成立した改正食品衛生法において、違反品をくり返し輸入する輸入業者に対し厚生労働大臣が営業の禁止をできるように強化されています。また、輸入者においても食品等事業者の責務として自ら輸入する食品の安全性を確保するために事前の確認や自主検査の実施をする必要があります。なお、悪質な輸入者については刑事告発についても視野に入れて対応したいと考えています。</p>
17	消費者	<p>特に東南アジアの人々の衛生概念が低いと日々感じているため、このような国からの食品は全て不安がぬぐえない。また、海外での生産・製造の為に見えないことが多くいかにしたら見えるようにできるか消費者が納得できるものにするにはどうしたらよいか。</p>	<p>食品安全を担当している行政や実際に諸外国から食品を輸入している営業者等それぞれの関係者が消費者の不安を解消するよう情報の公開も含めて努力を積み重ねていくことが必要だと考えています。</p>
18	消費者	<p>商社等、開発輸入及び製品輸入を行う事業者への対応</p>	<p>策定される「輸入食品監視指導計画」に基づき、輸入者の自主的な衛生管理の実施等について輸入者等を指導していくとともに、輸入者の食品衛生管理に対する意識の向上を図ることとしています。</p>

19	消費者	インターネット上の販売又は個人輸入への対応	<p>国際郵便で届く個人輸入の食品等を含め、営業上使用することを目的として輸入される食品等は、全て検疫所に届け出なければなりません。</p> <p>届出された場合、食品衛生監視員による審査が行われ、書類審査、試験検査の成績などにより、食品衛生法に適合していることが確認できたものが、始めて輸入を認められる制度になっています。</p> <p>なお、個人的に消費すること等を目的として食品等を輸入しようとする場合には、輸入届出を必要とはしないこととなっています。</p>
20	食品事業者	残留農薬暫定基準第1次案についてテーマとして取り上げてもらいたい。	<p>残留農薬等の暫定基準案(第1次案)については、厚生労働省ホームページに資料を掲載し、10月28日から3ヶ月間意見募集を行っているところです。今後も、ポジティブリスト制導入に係る暫定基準について情報提供して参りたいと考えています。</p>

21	倉庫・通関業	残農基準等で国際的な流れと日本の位置づけで温度差がある。日本で規制する項目が世界でどうなのか。輸入食品を取り扱ううえでわかりづらいと思う。	食品衛生法第7条第1項に基づく残留農薬基準の設定については、国際的にも採用されている科学的な評価方法に基づき、パブリックコメントの募集及びWTO通報といった必要な手続きを経た上で、平成15年12月現在で229農薬について設定を行っているところです。改正食品衛生法に基づき残留農薬等についてポジティブリスト制を導入することとしていますが、この制度の導入に際して、国際基準や米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド及びEUで設定されている基準を参考に暫定基準を設定することにより、国内外で使用される農薬に対応できるよう必要な基準を整備することとしています。

22	食品事業者	国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物46品目についてグループ毎に優先順位を付け検討されていますが、その進捗状況について教えてください。日本で使用不可だが海外で汎用されている香料化合物の評価の進捗状況と今後の予定はいかがですか。	<p>国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている添加物として、要請に基づくことなく、当面指定に向けた検討を行うこととした46品目については、資料が整備された品目から逐次審議を進めることとしているところである。現在までにポリソルベート類等7品目について、添加物としての指定等にかかる食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼したところです。</p> <p>また、国際的に汎用されている香料についても同様に検討を進めており、国立医薬品食品研究所等の専門家からなる検討会においてとりまとめた国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法の考え方を添付したうえで、本年11月21日、5品目の香料について、添加物としての指定等にかかる食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼したところです。</p> <p>今後、食品安全委員会の意見を聴いた後に、薬事・食品衛生審議会において添加物としての指定の可否、使用基準及び成分規格の設定について検討することとしています。</p>
23	食品事業者	食品に関する日本と外国との安全確保の相違点について取り上げて欲しい。(食品添加物の基準策定について)	
24	食品事業者	農薬、食品添加物等につき、概略を説明してくれる方にセミナーをお願いしたい。	個別の企業に対して講師を派遣するのは困難ですが、業界団体等の依頼については、可能な範囲内で検討したいと考えています。

意見交換会に参加いただいた皆様へ

輸入食品の安全確保に関する意見交換会事務局

平素は輸入食品の安全確保に関する行政にご協力をいただき誠にありがとうございます。今後のリスクコミュニケーションをより実りある形で実施していくため、本日の意見交換会等に関するアンケート調査を実施しております。

以下の設問について、番号に○を付け回答いただき、意見交換会終了後、受付に設置されている回収ボックスにご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご回答は任意です。

Q1 ご自身について、ご回答ください。

- 1) 消費者 2) 食品等事業者 3) マスコミ関係 4) 地方公共団体職員 5) その他

SQ1 (Q1 で 2 食品等事業者と回答された方) 業種は次のどれに該当しますか。

- 1) 農林水産業 2) 製造・加工業 3) 卸売業 4) 小売業 5) 輸入業
6) 業界団体 7) その他

Q 2 演者からの説明についてお伺いします。その説明内容について、十分に理解することができましたか。

- 1) できた 2) おおむねできた 3) あまりできなかった 4) できなかった

Q 3 本日の意見交換会についてお尋ねします。意見交換は分かりやすく、議論の内容等について理解できましたか。

- 1) できた 2) おおむねできた 3) あまりできなかった 4) できなかった

Q 4 今回の意見交換会や輸入食品の安全確保についてご意見等がございましたら自由に記入下さい。

ご協力誠にありがとうございました。